令和7年度税率（据え置き）について

令和９年度 県内統一税率移行時は税額が上がる見込み

兵庫県内各市町の国民健康保険事業は、将来にわたって安定的で持続可能な制度運営を目指して、令和9年度から県内の保険料（税）率を統一していきます。

一方、保険料（税）率が県内で統一になると、これまで本市が国民健康保険事業運営のために保有してきた基金については活用する機会がなくなります。そこで基金の一部を活用して、令和5年度は税率を引き下げる改定を行い、さらに令和8年度までの間は県が示す標準保険料（税）率に移行せずに、税率を据え置くことで、加入者の皆様の負担軽減を図ることとしています。

令和7年度の税率

①医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は令和5年度の税率等に据え置く。
②課税限度額は令和4年度の額に据え置く。
※①②いずれも令和8年度までの予定

ただし、税率を据え置いている間も、医療費の増加などにより、本来設定すべき保険料（税）率は徐々に上昇していく見込みですので、**令和9年度に統一保険料（税）率に移行する際は税額の上がり幅が大きくなる見込み**であることをあらかじめご了承ください。

給与所得43万円の場合の保険税（年額）推移

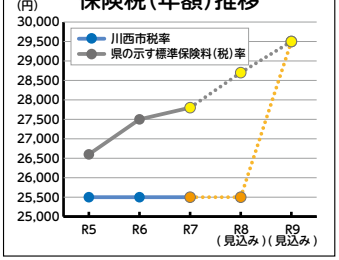

給与所得100万円の場合の保険税（年額）推移

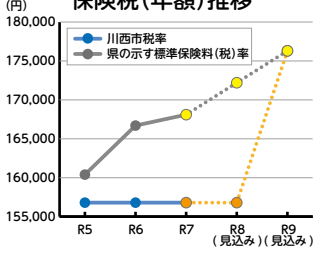

※いずれも単身世帯・40歳以上65歳未満として計算
※Ｒ8年度・Ｒ9年度の数値は見込み

令和8年度まで税率等を据え置くことはあくまでも現時点の予定であり、今後、毎年度財政収支を精査しながら、その状況によって変更する可能性があります。

ご理解ご協力をお願いいたします。

国民健康保険税の税額算出方法

国民健康保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」の3つで構成されており、「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」は年齢に関係なく被保険者全員に、「介護納付金分」は40歳から64歳までの被保険者のみに賦課されます。

また、1年度（4月から翌年3月）の保険税額は、被保険者全員の基準総所得（※）、加入人数などに応じ、「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で計算します。

毎年6月中旬に保険税額を決定し、通知を送付します。

※基準総所得＝総所得（前年中のもので分離所得・山林所得を含む）
－基礎控除額43万円（マイナスになった場合は0円）
注意：被保険者ごとに計算します

医療給付費分（課税限度額は650,000円）

所得割	令和6年1月～12月中の基準総所得×7.07％
均等割	被保険者1人につき　29,000円
平等割	1世帯につき　20,800円

後期高齢者支援金分（課税限度額は200,000円）

所得割	令和6年1月～12月中の基準総所得×2.76％
均等割	被保険者1人につき　10,200円
平等割	1世帯につき　8,000円

介護納付金分（40歳～64歳の人）（課税限度額は170,000円）

所得割	令和6年1月～12月中の基準総所得×2.69％
均等割	被保険者1人につき　11,600円
平等割	1世帯につき　6,000円

介護納付金分の注意点

1. 年度の途中で40歳になる人の介護納付金分の負担について
40歳になったとき（40歳の誕生日の前日が属する月）から介護納付金分を合わせて納めていただきます。このため、該当月の翌月に介護納付金分の増額通知を送付します。

2. 年度の途中で65歳になる人の介護納付金分の負担について
年度当初に、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護納付金分を計算し、医療給付費分、後期高齢者支援金分と合計した額を年間の保険税として納めていただきます。したがって、65歳になった月以降に、特に減額の通知を送付することはありません。

3. 介護保険適用除外施設について
介護保険適用除外施設に入所している人は介護納付金分が賦課されません。該当する人は届出をしてください。

介護保険適用除外施設とは…
児童福祉法に規定する重症心身障害児施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設、ハンセン病療養所、生活保護法に規定する救護施設、労働者災害補償保険法施行規則に規定する労災特別介護施設、指定障害者支援施設（生活介護+施設入所支援に係るものに限る）など。